

証明書自動交付サービス対応キオスク端末の調達に関する契約書（案）

伊東市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

契 約 要 綱

- 1 品 名 証明書自動交付サービス対応キオスク端末
- 2 数 量 1 式
- 3 契 約 金 額 金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 納 入 期 限 令和 8 年 2 月 2 7 日
- 5 納 入 場 所 静岡県伊東市大原二丁目 1 番 1 号
伊東市役所市民部市民課指定の場所

契 約 条 項

（契約の目的）

第 1 条 甲及び乙は、頭書契約要綱（以下「頭書」という。）記載の機器調達に関し、この契約に定めるもののほか、別紙仕様書等に従いこれを履行するものとする。

（善管注意義務等）

第 2 条 甲は、機器を本来の用法に従い、その通常の業務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

- 2 乙は、機器に乙所定の様式により乙の所有に属する旨の標識を付し、甲は、機器をいかなる場合を問わず他の権利の目的物として使用することはできないものとする。

（契約金額）

第 3 条 契約金額は、頭書記載の金額とする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から 3 0 日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払を遅延したときは、乙に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）の規定により算出した遅延利息を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

(契約期間)

第5条 契約期間は、契約締結の日から令和8年1月30日までとする。

(保険)

第6条 乙は、機器に対し、乙の負担において乙所定の損害保険を付保するものとする。なお、ソフトウェアは損害保険の対象外とする。

(損害賠償)

第7条 機器の滅失、破損等について通常の使用により生じる場合を除き、その損害は、甲が負担するものとし、乙は、甲に対し乙が被った損害につき賠償を請求できるものとする。ただし、前条に規定する損害保険で補償される事項に対しては、乙の受取保険金を限度として、甲は、その賠償を行わないものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲、乙協議により定める。

(暴力団の排除)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するに当たり、暴力団の排除のため別添1に掲げる事項を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため特定個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添2に掲げる事項を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、文書による通知をし、この契約を解除することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外事項等)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の

上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 伊東市大原二丁目1番1号
伊東市長 田久保 眞紀

(乙)

暴力団の排除に係る特記事項

(確約事項)

第1条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、次のいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(2) 暴力団関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

(不当介入を受けた場合の措置)

第2条 乙は、乙又は乙が本契約に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約であって、それが数次にわたる場合には、乙が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約（以下これらの契約を「関連契約等」という。）の相手方が、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行い、甲にその旨を文書で報告しなければならない。

(事業契約の解除)

第3条 甲は、乙が前2条の規定に違反することが判明した場合は、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙の関連契約等の相手方が暴力団関係者であると判明した場合は、乙に対し、当該関連契

約等の解除その他の必要な措置を講じるよう求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定による求めに対し、正当な理由がなくこれに応じない場合は、本契約を解除することができる。

4 甲が本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。

個人情報保護に係る特記事項

(秘密保持等)

第1条 乙及び乙の従業員は、この契約による業務に関し知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。

2 乙及び乙の従業員は、この契約による業務において取り扱う個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を正当な理由がないのに第三者に提供してはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の適用)

第2条 乙及び乙の従業員は、前条の定めに従って個人情報の内容を提供する行為等が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定められている受託者の義務に違反するものであり、懲役又は罰金に処せられる行為に該当するものであることを十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、乙の従業員に対し、前項の規定内容を周知しなければならない。第4条ただし書による再委託の場合における当該第三者に対しても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第3条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の基本的な権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(複製及び複製の禁止)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された資料等又は収集した個人情報を甲の承諾なくして複製又は複製をしてはならない。

(返還、廃棄又は消去)

第6条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

ない。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故報告義務）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された資料等又は収集した個人情報の漏えい、毀損又は滅失があった場合は、直ちに甲に報告しなければならない。この場合の処置について、乙は、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙がこの契約条項に違反し、甲に損害が発生した場合、その損害賠償を請求することができる。

（実地検査等）

- 第9条 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、前各条の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため、少なくとも1年に1回以上、乙の作業場所を実地検査するものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、実地検査を行うことが困難であると認められる場合は、乙に報告書の提出を求め、これをもって実地検査に代えることができる。